

(様式第4号)

上田市消防委員会 会議概要

1 審議会名	上田市消防委員会
2 日時	令和 3年10月13日 午後 1時30分から午後 3時50分まで
3 会場	上田地域広域連合消防本部庁舎 3階 大会議室
4 出席者	宮島会長、池田副会長、上原(敏)委員、大森委員、荻原委員、清水委員、関谷委員、廣川委員、堀内(希)委員、堀内(健)委員、山寺委員
5 市側出席者	堀池消防部長、西澤消防総務課長、長谷川消防団担当政策幹、峯村消防総務担当係長、福澤上田市消防団長、杓掛上田市消防団副団長、宮原上田市消防団副団長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和 3年10月14日

協 議 事 項 等

1 開 会 (峯村消防総務担当係長) 上原(清)委員、箱山委員、宮崎委員 欠席
第1回委員会欠席の委員からあいさつをいただく。
2 議事【協議事項】
(1) 第1回委員会の審議概要について
・西澤消防総務課長から第1回委員会の概要を説明 質疑等なし。
(2) 団員報酬増額について (資料番号3-2)
・資料に沿い、峯村総務担当係長から団員報酬増額について説明
・以降、協議
(委 員) 説明の中で、令和2年度の団員報酬を1,720人に支払ったとのことだが、現在の実員との差は何か。 団員数が国の交付税算定数より多いことから、今まで報酬を絞っていたのだと思うが、交付税措置がない中で、財政的にはどうなのかと考える。 報酬を増額するのであれば、国の標準額より低い部長以下の階級の報酬を見直すことで良いのではないか。
(事務局) 報酬は勤務に対する反対給付であることから、口座の報告もなく、1年間にわたって活動実績が無かった団員に支払わなかったため、実員との差が生じている。
(委 員) 自治会の立場から言わせてもらうが、自治会の分団に対する協力金はどうなるのか。 資料を見ると、確かに現状の報酬は少ないと思うが、36,500円にして団員が増えるとも思えない。 地域としては、他のやり方でフォローアップを考えた方がよいと思う。
(委 員) 消防団員には、自分の息子や娘と同世代が活躍している方々がいるので、すごく身近に感じているが、年額14,200円というのは安すぎると感じる。ただ、その増額分をどこから支出するのか。
(委 員) 確かに団員の報酬は低いと思うが、経験から言わせてもらうと、消防団に所属していたときは、仲間との絆が作れたことが大切であって、報酬等の金額には代えられない。
(委 員) 国の基準より高い副分団長以上は、従前から上田市が支給している額に据え置き、部長以下を増額することが良いと思う。
(委 員) 団員報酬は従前のままとし、出動報酬のみ支給すれば実動した団員のためには良いことだと考える。

- (委員) 報酬を上げることは、団員のやる気に繋がると思う。
- (委員) 自治会としては、消防団に協力しているが、活動している団員が頑張っているところを普段から見ているので、出勤に対する報酬を出すのは良いと思う。
- (委員) なぜ、副分団長以上を据え置き、部長以下を増額するのか。
- (事務局) 副分団長以上は、国の標準額より高い状態であり、こちらを低くすることは、責任がある職務を行っている副分団長以上のモチベーションの低下につながると思う。また、国の標準額では、部長と班長が同額であるが、それぞれの行う職務や責任に差があることから、若干の差を設けることが適当ではないかと、団本部とも協議した結果である。
- (委員) 国の標準額を満たすことが適当である。
- (委員) そもそも常備消防と非常備消防について教えてほしい。
- (事務局) 戦前は消防団しかなかったが、戦後に法律ができ、市町村に常備の消防署と非常備の消防団を設置することとなった。消防署は常時職員が待機して市民に対して迅速で、均等なサービスを行うプロの組織であるが、消防団は常備消防の10倍の団員数を抱えて、他の職業をしながら地域と連携して、地域防災の要として活動している。
- (委員) 報酬の関係を審議する場合、市全体の消防費で考えた方が良いのではないか。
- (議長) 全体的な意見としては、団員を36,500円、班長、部長を国の標準額より若干増額、副分団長以上を据え置きという意見ということでよろしいか。

異議なし。

(議長) それでは、そのように答申案を事務局で作成すること。

○協議結果：団員を36,500円、班長部長を国の標準額より若干増額、副分団長以上を据え置きという案となる。

(3) 出勤報酬創設について(資料番号3-2)

- ・資料に沿い、峯村総務担当係長から出勤報酬創設について説明
- ・以降、協議

- (委員) 出勤に対する事務処理は可能か。
- (団長) 今まで経験したことがないことだが、分団と協議していく。
- (事務局) 現在は、災害時の活動報告書を災害が発生した管轄の分団が代表で作成しているが、出勤した分団毎に作成し、出勤人員についても記載することで把握は可能と考える。
- (委員) 出勤報酬を支給すべきと考えるが、事務が煩雑にならないよう区分は少ない方が良い。
- (委員) 消防団員は災害時に危険な思いをしているため、出勤報酬を支給すべき。
- (委員) 災害現場は危険を伴うので支給すべき。
- (委員) ぜひ支給して欲しい。
- (委員) 出勤に対する管理が難しいためよく考えて行うべき。
- (委員) 管理は難しいと思うが、2時間未満、4時間未満、4時間以上の3区分が良いと考える。
- (委員) 2時間未満には支給しなくても良いと考える。
- (委員) 分団長に話を聞くと、消防団活動は金ではないと言っているが、半日と1日の単位で支給するべきと考える。
- (委員) 区分は1つから3つまで例示されているが、どれが一番現実的なのか。それから、この出勤報酬は上田市の消防費のどのくらいの割合を占めるのか。
- (事務局) 次回の委員会までに調べて回答する。
- (委員) 分団への1人当たりの活動費を据え置くということであれば、3つの区分で支給することが良いと考えるが、消防団としてはどうか。
- (団長) 明日分団長との会議があるのでそこで協議する。
- (議長) 明日の会議で協議することなので、今日はある程度のところまで意見をまとめた。
- (委員) 上田市消防団は訓練の回数も多いため、訓練に対する支給は不要と考える。
- (委員) 出勤報酬は、災害のみで良いと考える。

(団 長) 災害は上田市からのメールにより覚知して出動し、現場で活動する。鎮火後は管轄分団が現場に残り対応している。

(議 長) 出動報酬として支給する対象は災害出動のみとし、区分については 2 時間未満、2 時間以上 4 時間未満、4 時間以上又は 1 日という方向でどうですか。

異議なし。

(議 長) それでは、そのように答申案を事務局で作成すること。

○協議結果：出動報酬として支給する対象は災害出動のみとし、区分については 2 時間未満、2 時間以上 4 時間未満、4 時間以上又は 1 日の 3 区分とした出動報酬案となる。

(4) 上田市消防委員会第 6 条第 4 項に基づく専門員の出席について

・第 1 回委員会で、団員確保について専門員から助言を求めてはとの意見があったことから、第 3 回委員会に専門員を招き、助言を求めるため、該当者の紹介を西澤消防総務課長から行う。

・以降、協議

(議 長) 事務局からの提案があったが、委員からの意見等を伺う。

異議なし。

○協議結果：総務省消防庁消防団等充実強化アドバイザーの五十嵐幸男氏に次回委員会の冒頭で、消防団員の確保策について、助言をいただくこととなる。

(5) その他

特段なし

3 その他

・第 3 回委員会は、11 月 8 日（月）13 時 30 分から、上田地域広域連合消防本部 3 階大会議室で開催することに決定する。

4 閉 会（峯村総務担当係長）